

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 意向確認に係る体制整備</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 意向確認書面の媒体等</p> <p>意向確認書面については、顧客における保存の必要性を考慮し、<u>原則として書面</u>により交付することとされているか。</p> <p>なお、必ずしも独立した書面とする必要はないが（申込書と一体で作成することも可能と考えられる。）、他の書面と同一の書面とする場合には、意向確認書面に該当する部分を明確に区別して記載する必要があることに留意すること。</p> <p>また、当該書面は保険会社又は保険募集人と顧客の双方が確認するために交付される書面であることから、保険会社又は保険募集人においても書面等を事後的に確認できる方法により保存することとされているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(コ)～(サ) (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第 300 条第 1 項第 4 号関係</p>	<p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 意向確認に係る体制整備</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 意向確認書面の媒体等</p> <p>意向確認書面については、顧客における保存の必要性を考慮し、<u>書面（これに代替する電磁的方法を含む。以下、Ⅱ-4-2-2(3)④(キ)において同じ。）</u>により交付することとされているか。</p> <p>なお、必ずしも独立した書面とする必要はないが（申込書と一体で作成することも可能と考えられる。）、他の書面と同一の書面とする場合には、意向確認書面に該当する部分を明確に区別して記載する必要があることに留意すること。</p> <p>また、当該書面は保険会社又は保険募集人と顧客の双方が確認するために交付される書面であることから、保険会社又は保険募集人においても書面等を事後的に確認できる方法により保存することとされているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(コ)～(サ) (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第 300 条第 1 項第 4 号関係</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること、特別配当請求権その他の一定期間の契約継続を条件に発生する配当に係る請求権を失うこととなる場合があること、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる場合があることなど、不利益となる事実を告げているか。</p> <p>また、<u>顧客からの確認印を取り付ける等の方法により顧客が不利益となる事実を了知した旨を十分確認しているか。</u></p> <p>(8)～(17) (略)</p> <p>Ⅱ－4－4 顧客保護等</p> <p>Ⅱ－4－4－1－2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、生命保険及び損害保険の契約について、<u>保険契約者又は被保険者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。</u></p> <p>なお、本人以外の者に<u>押印</u>を行わせる場合には、社内規則等に本人以外の者が<u>押印</u>を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。</p> <p>(11)～(15) (略)</p> <p>Ⅲ－1－11 <u>電子申請可能な申請書等を提出するに当たっての留意点</u></p>	<p>一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること、特別配当請求権その他の一定期間の契約継続を条件に発生する配当に係る請求権を失うこととなる場合があること、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる場合があることなど、不利益となる事実を告げているか。</p> <p>また、顧客が不利益となる事実を了知した旨を十分確認しているか。</p> <p>(8)～(17) (略)</p> <p>Ⅱ－4－4 顧客保護等</p> <p>Ⅱ－4－4－1－2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、生命保険及び損害保険の契約について、<u>保険契約者又は被保険者本人に対し、当該契約内容への同意の記録を求める措置を確保するための方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。</u></p> <p>なお、本人以外の者に<u>上記記録</u>を行わせる場合には、社内規則等に本人以外の者が<u>当該記録</u>を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。</p> <p>(11)～(15) (略)</p> <p>Ⅲ－1－11 <u>書面・対面による手続きについての留意点</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>(1) <u>電子政府の総合窓口</u>  <u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Gov を利用して提出を求めることとする。</u>  <u>ただし、不祥事件等届出書については、保険会社が e-Gov での対応が可能となるまでの暫定的な措置として、金融庁が運用する金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）により受け付けることも可とする。</u></p> <p>(2) <u>金融庁業務支援統合システム</u>  <u>業務報告書、連結業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書、中間連結業務報告書）等については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。</u></p>	<p><u>保険会社等による当局への申請・届出等及び当局から保険会社等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第六条第一項及び第七条第一項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</u></p> <p><u>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続に係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>また、経済社会活動全般において、デジタルイノベーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</u></p> <p><u>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、保険会社等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</u></p> <p><u>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>(新設)</p>	<p><u>の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</u></p> <p><u>このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、「Ⅲ－１－１２ 申請書等を提出するに当たっての留意点」に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを奨励するものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ－１－１２ 申請書等を提出するに当たっての留意点</u></p> <p><u>「Ⅲ－１－１１ 書面・対面による手続きについての留意点」を踏まえ、保険会社等による当局への申請・届出等については、原則として、以下(1)、(2)に掲げる方法により提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。</u></p> <p><u>(1) 金融庁電子申請・届出システム</u></p> <p><u>保険会社等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>Ⅲ－２－１ 特定保険募集人の登録等事務</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 廃業等の届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 法第 308 条第 2 項の所属保険会社への通知は、廃業等届出を受理し、内容を確認のうえで、代申会社等に行う。<u>この場合、代理申請書の写に受領印を押印することをもって行うことができることとする。</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>Ⅳ－１－１７ 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認</p> <p>(1) 個人又は企業が保険契約者及び保険金受取人になり、保険契約者以外の者あるいは役員や従業員を被保険者とする保険契約の場合は、<u>被保険者本人が署名又は記名押印することによる確認</u></p> <p>(2) 企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等全員を被保険者とする保険契約（被保険者となることに同意しなかった者を除く保険契約をいう。）のうち個人生命保険及び全員加入団体定期を除く保険契約で、上記(1)によることが困難な場合は、<u>以下</u></p>	<p><u>ただし、金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p> <p>(2) 金融庁業務支援統合システム</p> <p><u>業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。</u></p> <p>Ⅲ－２－１ 特定保険募集人の登録等事務</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 廃業等の届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 法第 308 条第 2 項の所属保険会社への通知は、廃業等届出を受理し、内容を確認のうえで、代申会社等に行う。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>Ⅳ－１－１７ 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認</p> <p>(1) 個人又は企業が保険契約者及び保険金受取人になり、保険契約者以外の者あるいは役員や従業員を被保険者とする保険契約の場合は、<u>被保険者本人が同意を記録することによる確認</u></p> <p>(2) 企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等全員を被保険者とする保険契約（被保険者となることに同意しなかった者を除く保険契約をいう。）のうち個人生命保険及び全員加入団体定期を除く保険契約で、上記(1)によることが困難な場合は、<u>以下</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p><u>のいずれかを提出させることによる確認</u></p> <p>① ア. <u>保険契約の目的となる災害補償規定等の書類及びイ. 被保険者となることに同意した者全員の署名又は記名押印のある名簿</u></p> <p>② ア. <u>保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、イ. 保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の確認書（保険契約者となるべき者及び被保険者となるべき者の代表者の署名又は記名押印のあるものに限る。）及びウ. 被保険者となることに同意しなかった者の名簿</u></p> <p>③ ア. 企業が死亡保険金受取人とする保険契約の内容が記載された災害補償規定等の書類、イ. 災害補償規定等が労働基準法第 89 条の規定に基づき行政官庁に届け出たものであること及び同法第 106 条第 1 項の規定に基づき被保険者となるべき者に対し、災害補償規定等を周知した旨が記載された<u>確認書（保険契約者となるべき者の署名又は記名押印のあるものに限る。）</u>、並びに、ウ. 被保険者となることを同意しなかった者の名簿</p> <p>(3) <u>全員加入団体定期保険の場合は、保険契約者となるべき者から以下のいずれかを提出させることによる確認</u></p> <p>① ア. <u>保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類及びイ. 被保険者となることに同意した者全員の署名又は記名押印のある名簿</u></p> <p>② ア. 保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、イ. 保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の<u>確認書（保険契約者となるべき者及び被</u></p>	<p><u>のいずれかによる確認</u></p> <p>① ア. 保険契約の目的となる災害補償規定等の書類及びイ. <u>被保険者となる者全員による同意の記録</u></p> <p>② ア. 保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、イ. 保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の<u>確認の記録（保険契約者となるべき者本人及び被保険者となるべき者の代表者本人による確認の記録があるものに限る。）</u>及びウ. 被保険者となることに同意しなかった者の名簿</p> <p>③ ア. 企業が死亡保険金受取人とする保険契約の内容が記載された災害補償規定等の書類、イ. 災害補償規定等が労働基準法第 89 条の規定に基づき行政官庁に届け出たものであること及び同法第 106 条第 1 項の規定に基づき被保険者となるべき者に対し、災害補償規定等を周知した旨が記載された<u>確認の記録（保険契約者となるべき者本人による確認の記録があるものに限る。）</u>、並びに、ウ. 被保険者となることを同意しなかった者の名簿</p> <p>(3) <u>全員加入団体定期保険の場合は、保険契約者となるべき者からの以下のいずれかによる確認</u></p> <p>① ア. 保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類及びイ. <u>被保険者となる者全員による同意の記録</u></p> <p>② ア. 保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、イ. 保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の<u>確認の記録（保険契約者となるべき者本</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p><u>保険者となるべき者の代表者の署名又は記名押印のあるものに限る。）及びウ、被保険者となることに同意しなかった者の名簿</u></p> <p>(4) 全員加入団体定期保険のうち「ヒューマン・ヴァリュート約」を付帯した保険契約の場合は、<u>被保険者から個別に同意する旨の書面に署名又は記名押印することによる確認又は上記(3)－①による確認</u></p> <p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;"><b>立入検査の基本的手続</b></p> <p>本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実施する法令に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。</p> <p>立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関（立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。</p> <p>そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。</p> <p>したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。</p> <p>上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実</p>	<p><u>人及び被保険者となるべき者の代表者本人による確認の記録があるものに限る。）及びウ、被保険者となることに同意しなかった者の名簿</u></p> <p>(4) 全員加入団体定期保険のうち「ヒューマン・ヴァリュート約」を付帯した保険契約の場合は、<u>被保険者による個別の同意を記録することによる確認又は上記(3)－①による確認</u></p> <p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;"><b>立入検査の基本的手続</b></p> <p>本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実施する法令に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。</p> <p>立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関（立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。</p> <p>そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。</p> <p>したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。</p> <p>上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>施する。</p>	<p>施する。  <u>なお、本基本手続の書面・対面に係る記載については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編）改正文（案）

第一条 次に掲げる様式中「印」を削る。

- 一 保険会社関係 別紙様式 67、68、69 及び 74
- 二 保険仲立人関係 別紙様式 2、3、7、10、11、16、17、20、22 及び 23

第二条 保険仲立人関係 別紙様式 25 中「印」及び「捺印」を削る。

第三条 様式Ⅲ-2-1 生保会社コード一覧を次のように改める。

**生保会社コード一覧**

① 生命保険会社

会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード
日本	DA	プルデンシャル	DY	第一フロンティア	EX
ニッセイ・ウェルス	DD	SBI	DZ	かんぽ	EY
T&Dフィナンシャル	DF	オリックス	EA	イオン・アリアンツ	EZ
太陽	DH	アクサ	EB	メットライフ	FC
第一	DJ	エヌエヌ	EC	アフラック	FT
大同	DK	三井住友海上あいおい	ED	チューリッヒ	FW
富国	DO	フコクしんらい	EE	カーディフ	FX
朝日	DP	東京海上日動あんしん	EJ	ライフネット	JA
ジブラルタ	DQ	FWD富士	EN	アクサダイレクト	JB
明治安田	DR	マニユライフ	EQ	みどり	JC
大樹	DS	ネオファースト	ER	楽天	JD
住友	DT	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル	ET	メディケア	JF
ソニー	DU	三井住友海上プライマリー	EU	はなさく	JG
SOMPOひまわり	DW	クレディ・アグリコル	EW	なないろ	JH